平成２４年（フ）第６１号
兵庫県西脇市野村町1129番地の２　レオパレス西之芝204号
債務者　内村　　慈（旧姓古川・渡辺）
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第７２号
兵庫県加西市西上野町322番地
債務者　岡　　明博
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第３２５号
香川県高松市塩屋町５番地１
債務者　松本　和子（旧姓鎌田）
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３２６号
香川県高松市宮脇町２丁目37―21　養護老人ホームさぬき、住民票上の住所香川県高松市塩屋町５番地１
債務者　鎌田ミヱ子
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第５６号
香川県高松市香川町大野2200番地　県住16棟302号、住民票上の住所香川県高松市香川町浅野385番地45
債務者　山下　恵美
１　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第８号
北海道苫小牧市元町１丁目７番６号
債務者　藤崎みゆき
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１９号
北海道苫小牧市字沼ノ端948番地の86
債務者　古明地雅之
１　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第９号
秋田県山本郡藤里町粕毛字家の後124番地31
債務者　小林まさ子（旧姓四戸）
１　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第１０号
福島市松川町字中町52番地の７
債務者　半澤　健一
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第９７１号
千葉市若葉区貝塚町192番地４　市営住宅貝塚第２団地１棟410号
債務者　大和田千恵子
１　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２３２号
千葉県市川市原木１丁目６番20号　コートビレッジＢ202
債務者　安部　大介
１　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４４０号
千葉市若葉区金親町202番地86
債務者　酒井よし江
１　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４４６号
千葉県船橋市八木が谷２丁目23番７号
債務者　渡部　政義
１　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４５６号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地３街区11棟503号
債務者　鈴木美栄子
１　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４５７号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地３街区11棟503号
債務者　鈴木　文夫
１　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４６５号
千葉県習志野市香澄１丁目５番３―104号、申立時の住所千葉県習志野市袖ケ浦３丁目６番３―410号
債務者　岸　　孝之
１　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７号
千葉県習志野市茜浜１丁目13番６号　株式会社丸山工務店方
債務者　森　　弘明
１　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係